

「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」の結果概略

《 宮崎県公立学校分 》

【調査対象期間】	平成29年4月1日～平成30年3月31日		
【調査対象校数】			
小学校	241校	中学校	129校
高等学校	44校	特別支援学校	13校
		〈合計	427校〉

- ※ 小学校には、休校中の4校を含む。
- ※ 中学校には、中等教育学校前期課程1校、県立中学校2校を含む。
- ※ 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。また、全定併置校や通信制併設校は、それぞれ1校（計10校）として集計している。
- ※ 不登校の状況については高等学校通信制は含めない。
- ※ 特別支援学校の調査項目は、いじめの状況のみである。

1 暴力行為の状況

小学校	69件	
中学校	45件	
高等学校	42件	計 156件

本県（公立）の暴力行為の発生件数は156件で、1,000人当たりの発生件数は1.4件であり、全国（国公立4.8件）に比べて極めて低い割合にある。

2 いじめの状況

（1）いじめの認知件数

小学校	12,087件	
中学校	1,276件	
高等学校	200件	
特別支援学校	29件	計 13,592件

本県（公立）のいじめの認知件数は13,592件で、1,000人当たりの認知件数は119.5件であり、全国（国公立30.9件）に比べて非常に高い割合にある。このことは細かな事案についても認知し、報告するように取り組んだ結果である。具体的には、アンケートや教育相談などを工夫・改善するとともに、認知件数の捉え方を全学校に丁寧に説明するなど、「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうる」という理解のもと、いじめの積極的な認知に向けた取組を行っている。

(2) いじめの解消の状況（平成30年3月31日現在）

	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて取り組み中	その他	計
小学校	11,091	996	0	12,087
中学校	1,085	189	2	1,276
高等学校	170	28	2	200
特別支援学校	26	3	0	29
計	12,372	1,216	4	13,592

本県（公立）の13,592件の認知件数のうち、平成30年3月31日現在で解消しているものは12,372件である。いじめ防止基本方針の基準に照らして、安易に解消と判断することのないよう、認知したいじめを組織的に対応しながら、いじめの解消に向けて各学校で取組が行われている。

3 小・中学校における出席停止の状況

本県（公立）での出席停止はない。全国（国公私立）は8件である。

※ 出席停止とは学校教育法第35条に基づく措置である。他の児童生徒の教育に妨げとなる行為（例：授業その他の教育活動の実施を妨げるなど）を繰り返し行う児童生徒の出席の停止をその保護者に対して、市町村教育委員会が命じるものである。

4 不登校の状況

(1) 小学校における不登校児童数

小学校・・・206人

本県（公立）の1,000人当たりの不登校児童数は3.4人であり、全国（国公私立5.4人）に比べて低い割合にある。

(2) 中学校における不登校生徒数

中学校・・・868人

本県（公立）の1,000人当たりの不登校生徒数は30.3人であり、全国（国公私立32.5人）に比べて低い割合にある。

(3) 高等学校における不登校生徒数

高等学校・・・273人

本県（公立）の1,000人当たりの不登校生徒数は12.4人であり、全国（国公私立15.1人）に比べて低い割合にある。

5 高等学校における中途退学者数

高等学校・・・・・・・・・270人

本県（公立）の1,000人当たりの中途退学者数は11.6人であり、全国（国公立13.5人）に比べて低い割合にある。

6 自殺の状況

本県（公立）で自殺した児童生徒数は1人（全国（国公立）は250人）である。

7 教育相談の状況

来所相談	・・・・・・・・	30件	
電話相談	・・・・・・・・	124件	計 154件

県教育研修センターにおける教育相談件数は154件であり、全国の都道府県・指定都市における教育相談件数は 199, 293件である。

※ 全国結果は文部科学省のホームページに掲載
(<http://www.mext.go.jp/>)